

閲覧用

令和元年度加美町農業委員会  
第11回定例総会議事録

令和2年2月25日（火）

加美町役場小野田庁舎2階会議室

加美町農業委員会

---

# 令和元年度第11回定例総会 議事録

---

1 開催日時 令和2年2月25日(火) 午後1時30分～午後1時57分

2 開催場所 加美町役場小野田庁舎 2階会議室

3 出席委員(16名)

会 長	19番	三 浦 泉
会長職務代理者	18番	千 葉 連 悦
委 員	2番	澁 谷 幹 男
〃	3番	半 田 守
〃	4番	畠 山 義 信
〃	5番	杉 村 昭 宏
〃	6番	猪 股 弘
〃	7番	三 嶋 秀 二 郎
〃	8番	今 野 修
〃	9番	伊 藤 登 喜 子
〃	10番	板 垣 文 一
〃	13番	山 本 成
〃	14番	尾 形 徳 夫
〃	15番	中 村 貴 美 子
〃	16番	畠 山 智 史
〃	17番	佐 藤 と も

4 欠席委員(2名)

委 員	1番	星 榮 喜
〃	11番	小 山 京 子

## 5 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	会議書記の指名	
日程第4	報告第28号	非農地証明書の交付について
日程第5	報告第29号	農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第6	報告第30号	農地転用許可後の工事完了報告について
日程第7	報告第31号	農地の利用変更届について
日程第8	議案第37号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第9	議案第38号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第10	議案第39号	農用地利用集積計画の審査について

## 6 説明のため出席した職員

農業委員会事務局長（書記）	太田浩二
農業委員会事務局参事兼次長兼農地係長	鎌田裕之
農業委員会事務局主事	猪股雅敬

## 7 議事の経過及び結果

次のとおり。

---

## 第 1 1 回定例総会 議事の経過及び結果

---

〈午後 1 時 3 0 分 開会〉

\* 事務局（太田浩二事務局長） それでは、定刻でございますので只今より令和元年度加美町農業委員会第 1 1 回定例総会を開催いたします。

農業委員会会議規則第 4 条の規定により、会長が議長となりまして、議事を進行していただきます。会長よろしくお願いいたします。

\* 議長（三浦泉会長） 本日は定例総会にご出席いただきましてご苦労様でございます。今回より、挨拶は全体会においてという事となりましたので、早速議事に入ります。

ただいまの出席委員は 1 6 名です。1 番 星榮喜委員、1 1 番 小山京子委員から欠席の通告があります。定例総会の定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

### 日程第 1 議事録署名委員の指名

\* 議長（三浦泉会長） 日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、1 0 番 板垣文一委員、1 3 番 山本成委員をお願いいたします。

---

### 日程第 2 会期の決定

\* 議長（三浦泉会長） 日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

— 「なし」 の声あり —

\* 議長（三浦泉会長） ご異議なしと認め、会期は本日 1 日間と決定いたしました。

---

### 日程第 3 会議書記の指名

\* 議長（三浦泉会長） 日程第 3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局長 太田浩二君を指名いたします。なお、本定例総会の事務従事者として事務局長以下の関係職員を任命します。

それでは、議案の審議に入ります。

---

日程第4 報告第28号 非農地証明書の交付について

\*議長（三浦泉会長） 日程第4、報告第28号 非農地証明書の交付について事務局より報告いたします。

\*事務局（鎌田裕之次長） 報告第28号、非農地証明書の交付について。このことについて、別紙のとおり非農地証明願があり、現地調査等による審査の結果、農地法の適用を受けないものであると認め、証明書を交付したので報告いたします。

令和2年2月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。

2月分の非農地証明書の交付は1件でございます。

報告書番号1

願出人 A氏 雑式目字大町…番地

所在地 雑式目字大町…番…の畑

現況 雑種地

面積 328㎡

平成2年4月に農地法第5条の転用許可を受け、同居の息子が使用貸借により、当初は農作業用地として、現在は自宅敷地の一部として使用しておりますが、地目変更登記を行わないまま現在に至っているものでございます。

2月17日の現地調査時に、担当委員さん方による現地確認の後、証明書を発行しております。

[以上1件の非農地証明書交付について説明。]

\*議長（三浦泉会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

\*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これにて報告第28号を終了いたします。

---

日程第5 報告第29号 農地法第18条第6項の規定による通知について

\*議長（三浦泉会長） 日程第5、報告第29号 農地法第18条第6項の規定による通知について事務局より報告いたします。

\*事務局（猪股雅敬主事） 報告第29号 農地法第18条第6項の規定による通知について。このことについて、別紙のとおり通知があったので報告いたします。  
令和2年2月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。  
今月の農地法第18条第6項の規定による通知は3件でございます。

報告書番号1

貸人 B氏

借人 C氏

所在地 宮崎字町浦の田 1筆

面積 2,995㎡

基盤強化促進法

報告書番号2

貸人 D氏

借人 E氏

所在地 字原町東の田 2筆

面積 合計6,016㎡

基盤強化促進法

報告書番号3

貸人 F氏

借人 G氏

所在地 谷地森字新西田の田 1筆

面積 4,508㎡

基盤強化促進法

[以上3件の賃貸借の合意解約について説明。]

\*議長（三浦泉会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

\*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これにて報告第29号を終了いたします。

---

日程第6 報告第30号 農地転用許可後の工事完了報告について

- \*議長（三浦泉会長） 日程第6、報告第30号 農地転用許可後の工事完了報告について事務局より報告いたします。
- \*事務局（鎌田裕之次長） 報告第30号 農地転用許可後の工事完了報告について。このことについて、別紙のとおり工事完了報告書の提出があったので報告いたします。令和2年2月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。  
今月の農地転用許可後の工事完了報告は3件でございます。

報告書番号1

住宅用地 上狼塚字東北原…番…  
面積 396㎡  
令和元年12月27日完了

報告書番号2

住宅建築 四日市場字田尻…番…  
面積 320㎡  
令和元年12月10日完了

報告書番号3

居宅建設 宮崎字東町…番…  
面積 351㎡  
令和2年1月15日完了

[以上3件の工事完了報告について説明]

- \*議長（三浦泉会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

- \*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これにて報告第30号を終了いたします。

---

日程第7 報告第31号 農地の利用変更届について

\*議長（三浦泉会長） 日程第7、報告第31号 農地の利用変更届について事務局より報告いたします。

\*事務局（鎌田裕之次長） 報告第31号 農地の利用変更届について。このことについて、別紙のとおり農地の利用変更届の提出があったので報告いたします。  
令和2年2月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。  
今月の農地の利用変更届は1件でございます。

報告書番号1

届出者 H氏

所在地 字原南原…番…

現況 畑

面積 184.5㎡（1,326㎡のうち）

パイプハウス牛舎及びパドックとして利用するもの

[以上1件の利用変更届について説明]

\*議長（三浦泉会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

\*議長（三浦泉会長） はい、7番 三嶋委員。

\*7番（三嶋秀二郎委員） 資料の中の農地の利用変更届について、注意書きとして敷地面積 最大2a未満となっておりますが、こちらは規則か何かがあるのですか。

\*事務局（鎌田裕之次長） 農地法施行規則により、2a未満の農業用施設については転用許可が不要になるということでございます。

\*議長（三浦泉会長） ほかに質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

\*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これにて報告第31号を終了いたします。



---

日程第8 議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について

\*議長（三浦泉会長） 日程第8、議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。

\*事務局（猪股雅敬主事） 議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記農地について農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。

令和2年2月25日提出。加美町農業委員会会長、三浦泉。

今月の農地法第3条の許可申請は3件でございます。

申請番号1

渡人 I氏

受人 J氏

申請地 字町東の田 6筆

面積 合計5,750㎡

親族へ売買するもの

売買金額 …万円

申請番号2

渡人 K氏

受人 L氏

申請地 四日市場字柵木江の田 1筆

面積 3,006㎡

後継者へ贈与するもの

申請番号3

渡人 M氏

受人 N氏

申請地 下多田川字鹿野原の田 外7筆

面積 合計12,171㎡

後継者へ贈与するもの

[以上3件の許可申請について説明]

\*議長（三浦泉会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。それでは申請番号1番について、9番 伊藤登喜子委員をお願いします。

\* 9 番（伊藤登喜子委員） I 氏と J 氏は兄妹であり、今まで通り I 氏が耕作するということで、地域調和要件に支障ないものと判断して参りました。以上です。

\* 議長（三浦泉会長） ご苦労様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

\* 議長（三浦泉会長） はい、4 番 畠山委員。

\* 4 番（畠山義信委員） 確認なのですが、この字町東というのはどのあたりでしょうか。

\* 9 番（伊藤登喜子委員） 北の口の…の西側に、鉄柱がありますよね。その鉄柱から西に 2、3 枚いったところです。

\* 4 番（畠山義信委員） では…の周辺ではないということですね。

\* 9 番（伊藤登喜子委員） はい、そうです。

\* 議長（三浦泉会長） ほかに質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

\* 議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。  
これより議案第 37 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についての採決を行います。

お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

\* 議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって議案第 37 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

日程第9 議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について

\*議長（三浦泉会長） 日程第9、議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。

\*事務局（鎌田裕之次長） 議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について。下記農地を農地以外の目的に供するため農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。

令和2年2月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。

今月の農地法第5条の許可申請は1件でございます。

申請番号1

譲渡人 O氏 加美町字旧館一番…番地…

譲受人 P社 代表取締役 Q氏

加美町羽場字山鳥…番地…

申請地 加美町菜切谷字清水一番…番…

面積 合計117㎡

事業資金 自己資金…万円

うち土地代…万円

（併用地である 同…番…の雑種地75㎡分を含む）

事業計画 令和2年3月26日着工、令和2年9月30日完成予定  
売買により資材倉庫の建設を行うもの

申請地は加美町役場の北北東約1.8kmに位置しておりまして、地域を南北に走る国道457号から町道を東に150mほど入った畑地であります。

昨年11月に、隣接する 同73番6について、住宅建築のための転用申請があり、ご承認いただき許可を行っております。

周辺は宅地化が進んでおりますが、南側に隣接する農地を介して東部に広がる圃場と一体化し「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域」を形成していると思料されますことから、第一種農地と判断いたしました。

ただし用途が資材倉庫の建設であり、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの（住宅、事務所、作業場等）」として、第一種農地に係る不許可の例外規定C（e）いわゆる「集落接続」に該当すると思料されますことから、許可相当と判断されるものであります。

[以上1件の許可申請について説明]

\*議長（三浦泉会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。それでは、申請番号1番について、17番 佐藤とも委員お願いいたします。

\* 17番（佐藤とも委員） 現在、中新田地区田川で事業を営む譲受人が、事業所にほど近い申請地に資材倉庫を建築するものです。

用途が資材倉庫であり、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活、又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当すると思料されますことからやむを得ないものとし、許可相当と判断いたしました。

\* 議長（三浦泉会長） ご苦労様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

\* 議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第38号、農地法第5条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

\* 議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

---

#### 日程第10 議案第39号 農用地利用集積計画の審査について

\* 議長（三浦泉会長） 日程第10、議案第39号 農用地利用集積計画の審査について事務局より説明をさせます。

\* 事務局（猪股雅敬主事） 議案第39号 農用地利用集積計画の審査について。下記農地について農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審査決定を求められたので審議されたい。

令和2年2月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。

今月の農用地利用集積の審議は、売買5件 賃貸借14件 使用貸借1件の、計20件でございます。

申請番号1

渡人 R氏

受人 S氏

申請地 鳥屋ヶ崎字中屋敷の田 外6筆

面積 合計30,453㎡

権利移動の種別 賃貸借

一反歩あたり…円

申請番号 2

渡人 T氏  
受人 S氏  
申請地 鳥屋ヶ崎字南向の田 1筆  
面積 3,939 m<sup>2</sup>  
権利移動の種別 賃貸借  
一反歩あたり…円

申請番号 3

渡人 U氏  
受人 V氏  
申請地 平柳字新田の田 外5筆  
面積 合計8,182 m<sup>2</sup>  
権利移動の種別 売買  
売買金額 総額…万円

申請番号 4

渡人 W氏  
受人 X氏  
申請地 上狼塚字東田の田 1筆  
面積 496 m<sup>2</sup>  
権利移動の種別 売買  
売買金額 総額…万円

申請番号 5

渡人 X氏  
受人 W氏  
申請地 上狼塚字新田裏一番の田 4筆  
面積 合計1,336 m<sup>2</sup>  
権利移動の種別 売買  
売買金額 総額…万円

申請番号 6

渡人 D氏  
受人 Y氏  
申請地 字原町東の田 1筆  
面積 3,068 m<sup>2</sup>  
権利移動の種別 売買  
売買金額 総額…万円

申請番号 7  
渡人 Z氏  
受人 a社 代表取締役 b氏  
申請地 谷地森字新佐野前の田 外3筆  
面積 合計9,001㎡  
権利移動の種別 売買  
売買金額 総額…万円

申請番号8番から20番の案件につきましては議案書のとおりとなっております。  
以上20案件で、田103筆・畑3筆 面積188,803.5㎡  
これらの案件の計画内容は、経営面積、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものと判断されます。

[以上20件の集積計画について説明]

\*議長（三浦泉会長） 議案の説明が終わりました。審議に入る前に議案第39号につきましては、委員が当事者である事案があります。農業委員会等に関する法律 第31条第1項の規定により、当事者は議案の審議に参加することができません。参加できない委員は、申請番号1番・2番について、10番 板垣文一委員です。10番 板垣文一委員は申請番号1番・2番の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

[委員退室 午後1時55分]

\*議長（三浦泉会長） これより申請番号1番・2番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

\*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第39号、申請番号1番・2番についての採決を行います。  
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

\*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第39号、申請番号1番・2番については、原案のとおり決定いたしました。  
それでは10番 板垣文一委員の入室を許可します。

[委員入室 午後1時56分]

\*議長（三浦泉会長） 続いて申請番号3番から20番の案件について審議を行います。  
質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

\*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより  
議案第39号、申請番号3番から20番についての採決を行います。  
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

\*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第39号、農用地利用集  
積計画の審査については、原案のとおり決定いたしました。

\*議長（三浦泉会長） 以上をもちまして、本日の案件はすべて議了いたしました。こ  
れで令和元年度第11回加美町農業委員会定例総会を閉会いたします。  
大変ご苦労さまでした。

〈午後1時57分 閉会〉

---

この議事録は、事務局長 太田浩二が調製したものであるが、その内容に相違  
ないことを証するため、署名押印する。

令和2年2月25日

議 長 三 浦 泉

署名委員 板 垣 文 一

署名委員 山 本 成